

## 小布施町農業委員会議事録

- 1 招集通知年月日 令和6年2月21日
- 2 開会年月日、時間 令和6年2月28日 午後2時00分
- 3 会場 小布施町公民館 講堂
- 4 委員総数 15名  
うち農業委員9名、農地利用最適化推進委員6名
- 5 出席委員数
  - ・農業委員 7名  
三田 和彦 岩崎 博行 平松 幸明 島津 忠昭  
小林 茂幸 小林 広幸 牧 けい子
  - ・農地利用最適化推進委員 5名  
本間 広之 桐原 幹男 鶴田 修一 金井 和男 関谷 正治
- 6 欠席委員  
農業委員 小林 春代 関口 実夫  
農地利用最適化推進委員 浅岡 久志
- 7 議長氏名 島津 忠昭
- 8 事務局出席者 荒井 俊博 安藤 史紋
- 9 会議の附議事項
  - 議案 第31号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
  - 議案 第32号 農用地利用集積計画の決定について
  - 議案 第33号 青年等就農計画認定に係る意見について
  - 議案 第34号 贈与税の納税猶予に関する適格者証明について
  - 報告 第12号 農地法第18条第6項の規定による通知について
  - 報告 第13号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について

### 10 会議の顛末

事務局：開会（午後2時00分）

議長：委員総数9名、出席者7名で定足数に達しておりますので、ただ今より2月定例総会を開会いたします。

はじめに、小布施町農業委員会会議規則第 41 条に規定する議事録署名委員の指名を行います。本日の署名委員ですが、8 番牧けい子委員、2 番三田和彦委員の両名をお願いします。

それでは、これより審議に入ります。

議案第 31 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局より朗読願います。

事務局：(朗読)

議長：では、番号 1 について、12 番桐原委員より説明願います。

12 番桐原委員：譲渡人が町外の方で譲受人が上町の方です。譲渡人は、現在、町外に住んでいますが、該当地の近くにも住宅があり、住宅と一緒に農地も購入してほしいというような希望がありまして、相手方として農家の方を希望していたということです。譲受人は以前雁田の方のところで研修をしており、新規就農で現在上町に住んでいますが、本案件の申請地の近くの住宅を購入する方向で話していたところ、申請地である畑を無償で譲り受けて耕作をしていくこととなりました。

農機具については、SS、軽トラック、乗用草刈機を各 1 台所有しています。

労力については本人夫婦の 2 名と季節繁忙期に臨時雇用を 1 名いれています。

現在は申請地まで約 2 キロ、車で 10 分ですが、

先ほどお話したとおり、住宅の購入の話も同時に進んでいるため、将来的には徒歩圏内で該当地へ行けるようになりますので、問題なく耕作できると思います。

議長：質問等ございましたらお願いします。

—質問—

8 番牧委員：広い面積のようですが、現在は何を作っているのですか。

12 番桐原委員：ぶどうです。

8 番牧委員：前の耕作者は誰か分かりますか。

12 番桐原委員：そこまでは承知していません。ただし、申請者は該当地付近で畑を借りているため、延長だと思われます。

議長：他に質問が無ければ番号 1 は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため番号 1 は許可とします。続いて、番号 2 について、13 番鶴田委員よ

り説明願います。

13 番鶴田委員：地図の 2 ページをご覧ください。譲渡人・譲受人ともに清水の方です。

譲渡人が病気で入院をするため、譲受人へお願いをしてまとまった案件となります。

所有農機具については、軽トラックが 2 台、乗用草刈機が 1 台、SS 等は兄弟が同じ清水に住んでいるため、借りるようになっています。

申請地までの距離は自宅の真横ですので、徒歩圏内です。

労働力については、妻と本人の 2 人です。

譲受人の兄弟が多くの畑を耕作しているため、農業に関しては問題なくできると思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長：質問等ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

—質問—

議長：質問が無ければ番号 2 は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため番号 2 は許可とします。次に、議案第 32 号、農用地利用集積計画の決定について、事務局より朗読願います。

事務局：(朗読)

議長：では、番号 1 についてですが、13 番鶴田委員は、農業委員会等に関する法律第 31 条議事参与の制限に該当しますので、一時、ご退室をお願いします。

—鶴田委員 退室—

議長：それでは、番号 1 について、事務局より説明願います。

事務局： 地図は 3 ページをご覧ください。申請地は、旧北部共撰所の東側に位置します。

貸付人は飯田の方、借受人は矢島の方です。貸付人は勤めであり、畑には手が回らない状況です。また貸付人と借受人の家族が親戚であり、今回、貸借の話となったとのことです。

借受人の営農状況についてですが、所有地が 1 町 2 反、借受地が 1 反 4 畝あり、主にリンゴを栽培されています。労力は本人と家族 2 名の計 3 名です。所有する農機具は、軽トラック、SS、乗用草刈機、トラクターが各 1 台となっています。距離は、車で 5 分程度です。問題となる点は特段ないと思われまます。以上です。

議長：質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 1 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 1 は決定とします。では、12 番鶴田委員の入室をお願いします。

—鶴田委員 入室—

議長：12 番鶴田委員に報告いたします。番号 1 について、決定といたします。続いて、番号 2 について事務局より説明をお願いいたします。

事務局：地図は 4 ページをご覧ください。申請地は、中野市近く、国道 403 号線の東側に位置します。

貸付人は松の実の方、借受人は中野市の株式会社です。借受人は令和 5 年 6 月に法人格をとり、今回初めて小布施で農地を借りることとなります。また令和 5 年 10 月に広域認定農業者となっています。貸付人は農家ですが、ぶどうを専門としているため、面積等の条件が合わず貸手を探すため農地バンクに登録し、今回話がまとまったものとなります。

借受人の営農状況についてですが、借受地が 2 町 5 反あり、主に野菜を栽培されています。労力は本人と他 4 名です。所有する農機具は、軽トラック、トラクター、乗用草刈機が各 2 台となっています。距離は、車で 30 分程度です。

町外では既に農地を借受しており、年間を通して雇用もしているため、問題なく耕作できると思います。

議長：質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 2 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 2 は決定とします。続いて、番号 3 について 2 番三田委員より説明をお願いします。

2番三田委員：地図は5ページをご覧ください。貸付人は雁田の方、借受人は東町の方です。お互い昔から顔見知りであり、畑が隣同士ということです。また去年も同じ貸付人と借受人で賃貸借の案件に許可がでており、今回で二筆目ということになります。

労働力についてですが、果樹等も栽培しているため、繁忙期はご近所の方々や、年間を通じて契約している方は7人いるということで十分だと思います。

所有農機具については、SSが1台、軽トラック3台、草刈機1台、耕運機1台ありまして、田んぼをかなりやっているのので、籾乾燥機1台、畦塗機1台、コンバイン1台と、農機具についても十分だと思います。防除関係についても特段問題となる点はありません。よろしくお願いします。

議長：質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号3は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号3は決定とします。続いて、番号4について事務局説明をお願いいたします。

事務局：地図は3ページをご覧ください。申請地は、小布施土地改良区第二揚水機場の南に位置します。

貸付人は中町の方、借受人は町内の社会福祉法人です。平成31年4月1日より5年間の賃貸借契約を結んでいましたが、来月末で契約期間満了となるため、再設定の手続きをするものです。

契約内容についてはこれまでと同様で、野菜の栽培を続ける計画です。

議長：質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号4は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号4は決定とします。続いて、番号5について事務局より説明をお願いいたします。

事務局：地図は7ページをご覧ください。申請地は、小布施土地改良区の北に位置します。

貸付人は松村の方、借受人は六川の方です。平成31年4月1日より5年間の賃貸借契約を結んでいましたが、来月末で契約期間満了となるため、再設定の手続きをするものです。

契約内容についてはこれまでと同様で、野菜の栽培を続ける計画です。

議長：質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号5は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号5は決定とします。続いて、番号6について事務局より説明をお願いいたします。

事務局：地図は8ページをご覧ください。申請地は、小布施橋南の信号の北東に位置します。

貸付人は山王島の方、借受人は飯田の方です。令和3年3月1日より3年間の賃貸借契約を結んでいましたが、今月末で契約期間満了となるため、再設定の手続きをするものです。

契約内容についてはこれまでと同様で、栗の栽培を続ける計画です。

議長：質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号6は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号6は決定とします。続いて、番号7と番号8は関連していますので、一括して事務局より説明をお願いいたします。

事務局：借受人が同じ方なため関連議案として説明させていただきます。

地図は9ページをご覧ください。番号3について申請地は村山・小布施停車線と深沢川に挟まれた区域にあります。貸付人は町外の方、借受人は六川の方です。

令和元年5月1日より4年11ヶ月間の賃貸借契約を結んでいましたが、来月末で契約期間満了となるため、再設定の手続きをするものです。

契約内容は前回と同様でアスパラガスの栽培を続ける計画です。

番号 8 は地図の 10 ページをご覧ください。申請地は、北岡南の信号の東に位置します。貸付人は林の方です。平成 31 年 4 月 1 日より 5 年間の賃貸借契約を結んでいましたが、来月末で契約期間満了となるため、再設定の手続きをするものです。契約内容についてはこれまでと同様で、栗の栽培を続ける計画です。

議長：質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 7 と番号 8 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 7 と番号 8 は決定とします。続いて、番号 9 から番号 11 について関連していますので、一括して事務局より説明をお願いいたします。

事務局：貸付人が同じ方なため関連議案として説明させていただきます。

地図は 11 ページをご覧ください。番号 9 は浅川排水機場の南の堤内地に 2 筆、堤外地に 1 筆あります。貸付人は林の方、借受人は山王島の方です。

平成 31 年 3 月 1 日より 5 年間の賃貸借契約を結んでいましたが、今月末で契約期間満了となるため、再設定の手続きをするものです。

契約内容は前回と同様でりんご及び栗の栽培を続ける計画です。

引き続き地図の 11 ページをご覧ください。申請地は、浅川排水機場の南の堤内地に位置します。借受人は林の方です。平成 31 年 3 月 1 日より 5 年間の賃貸借契約を結んでいましたが、今月末で契約期間満了となるため、再設定の手続きをするものです。

番号 11 について、地図は 12 ページをご覧ください。申請地は、小布施橋を豊野方面に向かい橋を渡った右側の堤内地です。借受人は林の方です。平成 31 年 3 月 1 日より 5 年間の賃貸借契約を結んでいましたが、今月末で契約期間満了となるため、再設定の手続きをするものです。引き続き栗を栽培する計画です。

議長：質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 9 から番号 11 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 9 から番号 11 決定とします。続いて、番号 12 について事務局より説明をお願いいたします。

事務局：地図は6ページをご覧ください。申請地は雁中排水処理場の南西に位置します。貸付人は松村の方、借受人は林の方です。令和元年5月1日より5年間の賃貸借契約を結んでいましたが、再来月末で契約期間満了となるため、再設定の手続きをするものです。契約内容は前回と同様でネクタリンの栽培を続ける計画です。

議長：質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号12は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号12は決定とします。次に、議案第33号、青年等就農計画認定に係る意見について、事務局より朗読願います。

事務局：(朗読)

議長：それでは、町担当者より説明をお願い致します。

町担当者：審議にあたり、この青年等就農計画制度の概要について説明させていただきます。就農を控えた、あるいは新たに就農した青年等が自ら作成した「就農計画」について、町の認定を受けることにより、目標達成に向けて支援を受けることができるようになる最初の一步です。

主に新規就農者育成総合対策で年間150万円を3年間受給、以下「経営開始資金」と略させていただきますが、経営開始資金の受給を希望する方や、新規就農者を対象にした無利子の融資制度である「青年等就農資金」の利用を希望する方、令和4年度からの新規事業である「経営発展支援事業」の利用を希望される方からの認定申請がございます。経営発展支援事業について簡単にご説明致します。新規就農1年目の方が対象となり、就農に係る設備費用の2分の1を国が補助し、残り2分の1を4分の1ずつ県と本人が負担するという制度です。経営開始資金を受ける場合は上限500万円、受けない場合は上限1,000万円まで受ける事が可能であり、本申請者の場合には、経営開始資金を受ける予定であることから上限500万円まで受ける事が可能です。

小布施町における青年等就農計画の認定方法についてですが、長野農業農村支援センター、ながの農協、小布施町農業委員会、そして町の4機関を構成員とする認定委員会を設置し、各機関に文書で意見を求めるものです。

今回の議案は、農業委員会としての意見について審議していただくものです。主に計画の達成見込みがあるかどうかについてご意見を頂きたいと思っております。それではお手元の資料をご覧ください。

本案件の申請者の計画についてご説明させていただきます。さて、履歴書のページをご覧ください。東京都世田谷区出身で独身の方です。前職を退職後、令和2年秋から長野に滞在され、知り合いの山ノ内町の農家さんの下でぶどうやりんごの農作業のお手伝いをしていました。令和3年6月、オンラインで開催された県の就農相談会に参加されたのが最

初のきっかけで、その後何度かの県の就農相談会や町職員との面談を重ねてきました。栽培品目としては桃を希望されており、桃の適地である長野地域の中で就農場所を検討されていましたが、就農体験を通じ、移住先・就農先を小布施にしたいとの意向を固めました。就農体験は、山王島と押羽の方の2軒の農家で体験し、就農体験を通じて、山王島の方のところで里親研修を受けたいという意向を固めました。その後は、新規就農者育成総合対策（就農準備資金）を受給されながら、就農体験でご縁のあった山王島の方の下で、令和4年4月から2年間里親研修に入り、令和4年4月から新規就農者として独立予定となっています。住居については、現在は町で貸与している新規就農者用住宅にお住まいですが、今月中に町内のアパートに引っ越す予定です。

1枚めくっていただき、「農業経営の規模に関する目標」をご覧ください。栽培品目は、桃、ネクタリン、りんご、梨、プルーン、プラムで、作付面積88aでのスタートとなります。栽培のメインは桃ですが、研修中に植えたばかりで1~2年は収入が見込めない状況のため、1年目は梨と、作業受託が収入のメインとなります。資料に記載がありますが、作業受託については、収入に応じて年々減らしていく予定です。作業場は当面、町で新規就農者向けに貸し出ししている共同利用倉庫を使う予定です。

1枚めくっていただき、資料に記載のとおり、農機具についてはスピードスプレー、乗用モア、刈払機、チェーンソー、井戸ポンプを独立後に購入する予定です。スピードスプレーについては、青年等就農資金と経営発展支援事業を利用して令和6年度中に購入する予定です。経営発展支援事業について簡単に説明させていただきます。新規就農1年目の方が対象となり、就農に係る設備及び機械購入に係る費用の2分の1を国が補助し、残り2分の1を4分の1ずつ県と本人が負担するという制度です。経営開始資金を受ける場合は上限500万円、受けない場合は上限1,000万円まで受ける事が可能です。酒井さんの場合は経営開始資金を受ける予定の為、上限500万円までとなります。ただし、経営発展支援事業は交付されるまで事業着手できない、他から資金を借りる事が出来ない等のデメリットもあり、利用を躊躇される方が多いのが実情ですが、酒井さんに関しましては、1年目は里親農家である山王島の方のものをお借りできるため、計画書内の措置については今期中に着手できれば問題ないとの事です。経営発展支援事業については、既に県の方へは計画書記載の通り要望を上げる予定です。青年等就農資金については、酒井さん本人が農協の資金担当者へ相談をして頂いており、前述のSSの一部費用と乗用モアについて購入する予定です。

次に、資料にある農業経営の構成をご覧ください。独身者という事と、ご家族が東京都にお住まいという事もあり、ご家族の協力を得るのは難しい状況です。1~2年目位までは、桃が幼木という事もあり、そこまで人手は必要とはならないのですが、3年目以降で収量が増えた際に手が回らなくなることも予想されるため、農繁期は一日農業バイトやデイワーク等も活用も視野に入れております。

資料にあるように、先ほどご説明しましたが、里親の下で、主に桃、リンゴの栽培技術等について学ばれています。前述の梨については、JAや県技術員にご指導を頂きながら栽培技術を学んでおります。

資料を2枚めくっていただき、収支計画をご覧ください。生産量、単価、売上高などは、県指標を参考にしながらも、例えば、桃で申し上げれば、1年目はまだ収量が安定しないこと、また先に申し上げたように新植してからまだ2年目の木で、1年目は1割程度、5年目は約8割程度というように、かための数字で見えています

最後に農地についてです。1枚めくっていただくと、そこに農地一覧表がございます。研修中は自分名義で借りることができませんが里親農家さんにお骨折りいただき、「農地一覧表」にある農地につきましては、研修期間中に里親さんに借りていただき、再来月の4月から確保できる見込みです。研修期間中から更地に桃の木を植える等の園地の整備を行い、面積は全体で88aの計画としています。

「農業経営費」は、県の経営指標や里親農家さんの実費経費を参考にしながら、経費を

算出しています。減価償却費は、1年目に購入するSSや、乗用モア、などの償却費を計上しています。農業経営費のうち、出荷経費が1年目から徐々に増えていきますのは、生産量が年々増えるためです。また、直接生産費については、生産量が徐々に増えるにつれ、例えばぶどうの袋や雨よけ傘などの購入や、農薬や肥料等も使用する量が増えるため、直接生産費は増えることとなります。出荷経費も生産量が増えるにつれて、増加しています。固定費は、土地の賃借料（地代）や車検代などを計上しています。なお、農業委員会と同時並行で審査を依頼していた長野農業農村支援センターとJAながのからは、中身について特に問題がない旨のお返事をいただいているところです。

議長：質問等ございましたらお願いします。

13 番鶴田委員：経営計画の一番下の欄の借入金の償還額が記載されていないんですがこれはまだ決まらないからということでしょうか。

町職員：ここについては、8番の資本装備に記載があるとおり、お金を借りて購入を予定しているのが、農具・車両のSSと乗用モアがありまして、その部分については減価償却費に借りた費用や自己資金を含んでいます。

議長：他にご質問等ございますか。

13 番鶴田委員：JAの青年等就農資金は、補助はあるのですか。

町職員：青年等就農資金は金利なしです。実際のお金の出どころは金融公庫になるのですが、受付窓口がJAで、5年間据置で無利子で借り受けることができます。

5 番島津委員：経営指標の数字を見ていると、実際の梨の価格を考慮すると、それほど採算は取れないように感じますが、いかがですか。

町職員：今ご指摘があったとおりで一応88aの農地を確保できるのですが、現在はまだ幼木であるため、収穫できる農作物はほとんどないというところで、先ほど説明した経営開始資金が3年間あるのと、1年目は作業受託に力を入れて生活を維持する計画です。

13 番鶴田委員：作業受託については、規制はないのですか。他にアルバイトなどをしていても補助金の規制はないのですか。

町職員：作業受託に関しては規制等はない。ただし、補助金に前年の所得が600万円という枠があり、それを超えると補助金が止まってしまうので、農業所得であって、そこを越えない範囲で、かつ農作業に影響のない程度であれば問題ありません。

—質問—

議長：他に質問が無ければ異議なしとしたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号1は異議なしとします。次に、議案第34号、贈与税の納税猶

予に関する適格者証明について、事務局より朗読願います。

事務局：(朗読)

議長：それでは、番号1について事務局より説明をお願い致します。

事務局：まず贈与税納税猶予について説明します。贈与税の納税猶予制度は、均等分割相続等による農地の細分化防止と農業後継者の育成を税制面から支援するために設けられました。

次に贈与税の納税猶予に関する適格者証明願について、説明します。贈与税の納税猶予を受けるためには贈与者、後継者それぞれに要件があり農業委員会に対してその証明を求められているものです。

贈与者の要件として、農地等を贈与した日まで、引き続き3年以上農業を営んでいる個人であることとなっております。

次に後継者の要件として、ひとつ目に贈与者の推定相続人であること、ふたつ目に農地等を取得した日の年齢が18歳以上であること、三つ目に農地等を取得した日まで引き続き3年以上農業に従事していたこと、四つ目に農地等を譲り受けた日以後速やかに、譲り受けた農地において農業経営を開始することになっております。以上を本人からのヒアリングや申請書及び添付書類をもって審議していただければと思います。

贈与者が贈与した日まで引き続き3年以上農業を営んでいる個人であるかについては、耕作台帳に昭和60年7月15日に農地法第3条の使用貸借権を10年間設定している記録から確認しました。

後継者の要件について、贈与者の推定相続人であるかどうかについては、贈与者及び受贈者の戸籍謄本について確認しました。

また農地を取得した日の年齢が18歳以上であることについては、農地法第3条の許可書及び住民票にて確認しました。

農地等を取得した日まで引き続き3年以上農業に従事していたことについては平成31年4月1日から農地の借受を行っていること、平成31年1月の農業委員会の総会で青年等就農計画の承認をおこなっていること、また申請書及び本人からのヒアリングで、申請者は新規就農者であり平成31年の4月から独立して経営を行っていることを確認しました。

4つ目、農地等を取得した日以後、速やかに農業経営を行うことについては、本人から提出があった決算書及び新規就農者の交付金に係る就農状況報により確認しました。

このことから法定要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長：質問等ございましたらお願いします。

13番鶴田委員：税金の猶予はいつまでうけることができるのですか。

事務局：贈与者が亡くなった場合は、贈与税は免除されます。この場合、贈与農地を相続により取得したものとみなされ相続税の課税対象となり、農業を継続する場合は、相続税納税猶予の適用を受けることができます。ただし、貸付や転用をしてしまうと利子税が加算された税金を支払う必要があります。

議長：他に質問が無ければ番号1は承認としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため番号1は承認することとします。次に、報告第12号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より朗読願います。

事務局：(朗読)

議長：では、番号1について、事務局より説明願います。

事務局：地図は8ページをご覧ください。該当地は、小布施橋南の信号の北東にあります。  
貸付人、借受人はともに飯田の方です。貸借について、開始時期等の契約詳細は不明ですが借受人の先代が契約をおこなっておりました。しかし、現借受人が相続後に耕作等行っていなかったため、このたび解約となりました。今後は貸付人が耕作を続けるそうです。

議長：これにつきまして質問等ございましたら願います。

—質問—

議長：質問がなければ、報告案件のためご了承願います。続いて、番号2について、事務局より説明願います。

事務局：地図は14ページをご覧ください。該当地は、小布施バルブステーションの南に位置します。

貸付人は北岡の方、借受人は六川の方です。令和2年4月1日より賃貸借契約を続けていましたが、借受人が生産品目の転換を検討していたところ、隣接する耕作者から該当地を借り受けたいという希望があったため、借受人の申しつけにより合意解約にいたったものです。

議長：質問がなければ、報告案件のためご了承願います。続いて、番号3について、事務局より説明願います。

事務局：地図は15ページをご覧ください。該当地は、岩松院の北側に位置します。

貸付人は雁田の方、借受人は横町の方です。平成27年7月1日から賃貸借契約をしていましたが、賃借人が病気のため耕作できなくなったため合意解約したものです。

該当地は、すでに新たな借受人が見つかっていて、今後、貸借契約の話が整い次第申請をされると聞いております。

議長：質問がなければ、報告案件のためご了承願います。次に、報告第13号、農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について事務局より朗読願います。

事務局：(朗読)

議長：番号1について事務局より説明をお願い致します。

事務局： 地図は2ページをご覧ください。北部コミュニティセンターの北東にあります。転用面積は全筆で56.09㎡あり、2アール未満の農業用施設ですので、農地法施行規則第29条第1号の規定に該当するため、届出で転用できるということになっています。

施設の配置については、議案書の続きにある追加資料のようになっています。

農機具を保管する倉庫として利用されたいということです。

議長：質問がなければ、報告案件のためご了承願います。

議長：以上を持ちまして、本日の案件はすべて終了致しました。これにて閉会といたします。

閉会（午後 3 時 00 分）

以上、会議の顛末を記録して議事録署名委員と共に署名する。

令和6年2月28日

小布施町農業委員会長

島津忠昭

議事録署名委員

牧 けい子

議事録署名委員

三田 和彦